



宮 崎 県 公 報

平成25年4月18日(木曜日) 第 2480 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 歳入の収納の事務の委託…………… (水産政策課) 1
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定…………… (砂防課) 1
- 土砂災害警戒区域の指定 (2 件) …………… (“) 1
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (2 件) …………… (“) 3
- 指定確認検査機関の名称の変更について…………… (建築住宅課) 4

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請… (埴・鱒・敷・藤 課) 4
- 地籍調査に関する事業計画の決定…………… (農村計画課) 4

- 地図及び簿冊の認証 (2 件) …………… (農村計画課) 5
- 基本測量終了の通知…………… (管理課) 5

公安委員会公告

- 警備員等の検定の実施について…………… 5

労働委員会告示

- 宮崎県労働委員会のあっせん候補者の氏名、
 閥歴等の公示…………… 6

選挙管理委員会告示

- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3
 分の1の数…………… 6
- 選挙区における選挙権を有する者の総数の3分
 の1の数…………… 6

告 示

宮崎県告示第 267号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した収納事務	委 託 先	委 託 期 間
沿岸漁業改善資金貸付金に係る債権についての保全及び取立てに関する事務	宮崎県信用漁業協同組合連合会	平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

宮崎県告示第 268号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第 3 条第 1 項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 妙現地区

(1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱 1 号から標柱 6 号を順次結んだ線及び標柱 1 号と標柱 6 号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号	標 柱 の 存 す る 土 地
1	えびの市大字亀沢字赤松 693
2	“ 大字岡松字妙現 495-11
3	“ “ “ 495-3

4	“ “ “ 518-1
5	“ “ “ “
6	“ 大字亀沢字赤松 691

宮崎県告示第 269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮 崎 市	梅 野	01- 303- 1- 001	土 石 流
	二反田 1	01- 201- 3- 126	土 石 流
	二反田 2	01- 201- 3- 127	土 石 流
	上 白 浜	01- 201- 3- 133	土 石 流
	野 下 - 1	I - 1 - 0141	急傾斜地の崩壊
	本郷北方- 2- 新①	I - 1 - 0075- 新①	急傾斜地の崩壊
	本郷北方池田- 1	II - 1 - 4158	急傾斜地の崩壊
芳 士 元 村	I - 1 - 0018、II -	急傾斜地の崩壊	

	1-0020	
祝 田	II-1-0019	急傾斜地の崩壊
祝田-新①	II-1-0019-新①	急傾斜地の崩壊
祝田-新②	II-1-0019-新②	急傾斜地の崩壊
祝田-新③	II-1-0019-新③	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫-1	II-1-4153	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫-2	II-1-4154、II- 2-0315	急傾斜地の崩壊
郡司分中ノ 迫-3	II-1-4155	急傾斜地の崩壊
下 田 ヶ 迫	II-1-4169	急傾斜地の崩壊
西山崎-1	II-1-4198	急傾斜地の崩壊
本郷北方- 2	I-1-0075	急傾斜地の崩壊
乙 戸 - 1	II-2-0314、III- 1-9093	急傾斜地の崩壊
池 田 - 1	I-1-3018、III- 1-9043、III-1- 9044	急傾斜地の崩壊
池 田 - 2	II-1-4044	急傾斜地の崩壊
二反田-2	III-1-9111	急傾斜地の崩壊
二反田-3	III-1-9112	急傾斜地の崩壊
岩 下 - 1	III-1-9113	急傾斜地の崩壊
山の城-1	I-1-0063	急傾斜地の崩壊
山の城-2	I-1-0064	急傾斜地の崩壊
竹 内	II-1-4172	急傾斜地の崩壊
瓜生野竹原 田	II-1-4193	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 270号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第6条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害警戒区域 の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
国 富 町	宮 王 丸	I-1-0931	急傾斜地の崩壊
	西 ノ 免	I-1-0939	急傾斜地の崩壊
	東 原	I-1-0940	急傾斜地の崩壊
	木 峰	I-1-0941	急傾斜地の崩壊
	前 田	I-1-0956	急傾斜地の崩壊
	前田-新①	I-1-0956-新①	急傾斜地の崩壊
	前田-新②	I-1-0956-新②	急傾斜地の崩壊
	大 脇	I-1-0957	急傾斜地の崩壊
	六 江	I-1-0965	急傾斜地の崩壊
	桑 鶴	I-1-0974	急傾斜地の崩壊
	六日町-1	I-1-3355	急傾斜地の崩壊
	宮王丸-1	II-1-5869	急傾斜地の崩壊
	馬 場 - 3	II-1-5870	急傾斜地の崩壊
	馬場-3- 新①	II-1-5870-新①	急傾斜地の崩壊
	塚 原 - 1	II-1-5871	急傾斜地の崩壊
	平 原 - 5	II-1-5872	急傾斜地の崩壊
	平原-5- 新①	II-1-5872-新①	急傾斜地の崩壊
	平 原 - 6	II-1-5873	急傾斜地の崩壊
	平 原 - 7	II-1-5874	急傾斜地の崩壊
	原 口	III-1-9555	急傾斜地の崩壊
桑 鶴 - 1	III-1-9556	急傾斜地の崩壊	

鳥居内谷川	06- 382- 1 - 009	土 石 流
平原谷川	06- 382- 2 - 005	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 271号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
宮崎市	梅野	01- 303- 1 - 001	土 石 流
	二反田1	01- 201- 3 - 126	土 石 流
	二反田2	01- 201- 3 - 127	土 石 流
	上白浜	01- 201- 3 - 133	土 石 流
	野下-1	I - 1 - 0141	急傾斜地の崩壊
	本郷北方-2-新①	I - 1 - 0075-新①	急傾斜地の崩壊
	本郷北方池田-1	II - 1 - 4158	急傾斜地の崩壊
	芳士元村	I - 1 - 0018、II - 1 - 0020	急傾斜地の崩壊
	祝田	II - 1 - 0019	急傾斜地の崩壊
	祝田-新①	II - 1 - 0019-新①	急傾斜地の崩壊
	祝田-新②	II - 1 - 0019-新②	急傾斜地の崩壊
	祝田-新③	II - 1 - 0019-新③	急傾斜地の崩壊
	郡司分中ノ迫-1	II - 1 - 4153	急傾斜地の崩壊
	郡司分中ノ迫-2	II - 1 - 4154、II - 2 - 0315	急傾斜地の崩壊
	郡司分中ノ	II - 1 - 4155	急傾斜地の崩壊

迫-3		
下田ヶ迫	II - 1 - 4169	急傾斜地の崩壊
西山崎-1	II - 1 - 4198	急傾斜地の崩壊
本郷北方-2	I - 1 - 0075	急傾斜地の崩壊
乙戸-1	II - 2 - 0314、III - 1 - 9093	急傾斜地の崩壊
池田-1	I - 1 - 3018、III - 1 - 9043、III - 1 - 9044	急傾斜地の崩壊
池田-2	II - 1 - 4044	急傾斜地の崩壊
二反田-2	III - 1 - 9111	急傾斜地の崩壊
二反田-3	III - 1 - 9112	急傾斜地の崩壊
岩下-1	III - 1 - 9113	急傾斜地の崩壊
山の城-1	I - 1 - 0063	急傾斜地の崩壊
山の城-2	I - 1 - 0064	急傾斜地の崩壊
竹内	II - 1 - 4172	急傾斜地の崩壊
瓜生野竹原田	II - 1 - 4193	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び宮崎土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 272号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第8条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の箇所(溪流)番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国富町	宮王丸	I - 1 - 0931	急傾斜地の崩壊
	西ノ免	I - 1 - 0939	急傾斜地の崩壊
	東原	I - 1 - 0940	急傾斜地の崩壊

木 峰	I - 1 - 0941	急傾斜地の崩壊
前 田	I - 1 - 0956	急傾斜地の崩壊
前田-新①	I - 1 - 0956-新①	急傾斜地の崩壊
前田-新②	I - 1 - 0956-新②	急傾斜地の崩壊
大 脇	I - 1 - 0957	急傾斜地の崩壊
六 江	I - 1 - 0965	急傾斜地の崩壊
桑 鶴	I - 1 - 0974	急傾斜地の崩壊
六日町-1	I - 1 - 3355	急傾斜地の崩壊
宮王丸-1	II - 1 - 5869	急傾斜地の崩壊
馬 場 - 3	II - 1 - 5870	急傾斜地の崩壊
馬場-3-新①	II - 1 - 5870-新①	急傾斜地の崩壊
塚 原 - 1	II - 1 - 5871	急傾斜地の崩壊
平 原 - 5	II - 1 - 5872	急傾斜地の崩壊
平原-5-新①	II - 1 - 5872-新①	急傾斜地の崩壊
平 原 - 6	II - 1 - 5873	急傾斜地の崩壊
平 原 - 7	II - 1 - 5874	急傾斜地の崩壊
原 口	III - 1 - 9555	急傾斜地の崩壊
桑 鶴 - 1	III - 1 - 9556	急傾斜地の崩壊
鳥居内谷川	06 - 382 - 1 - 009	土 石 流
平 原 谷 川	06 - 382 - 2 - 005	土 石 流

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備えおいて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 273号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第77条の21第 2 項の規定により、指定確認検査機関から次のとおり変更の届出があった。

平成25年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 届出者の名称
財団法人宮崎県建築住宅センター
- 2 変更後の名称
一般財団法人宮崎県建築住宅センター

3 変更しようとする年月日
平成25年 4 月 1 日

公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第 7号)第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年 4 月 8 日	特定非営利活動法人笑福会	竹内 和広	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地50	この法人は、高齢者、障がい者や障がい児およびその家族等に対して、自立支援および福祉的支援を行うことを通じ、社会参加および地域住民の連携を推進し、障がい者および障がい児の社会的地位の向上を図り、安心して過ごせる地域の福祉発展に寄与することを目的とする。

国土調査法(昭和26年法律第 180号)第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

平成25年 4 月18日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調 査 地 域
宮崎市	宮崎市大字大瀬町・瓜生野の各一部、田野町地番区域甲・乙の各一部、高岡町五町・内山・飯田の各一部、清武町加納・今泉・木原の一部
都城市	都城市高野町・吉之元の一部
延岡市	延岡市東海町・昭和町 2 丁目・3 丁目の全域、北方町地番区域午の一部、北川町川内名の一部、北浦町三川内の一部
日南市	日南市大字風田・塚田(甲)・宮浦・春日町・油津平野・平野・油津 1 丁目・油津 2 丁目・油津 3 丁目・油津 4 丁目・梅ヶ浜 1 丁目・梅ヶ浜 2 丁目・梅ヶ浜 3 丁目・大堂津 1 丁目

小林市	・大堂津2丁目・大堂津3丁目・大堂津4丁目・大堂津5丁目・下方・隈谷
日向市	小林市大字北西方・真方の各一部 日向市美々津町・日知屋の各一部、日向市東郷町山陰辛・八重原迫野内の各一部
串間市	串間市大字高松・奈留・南方・崎田の各一部
西都市	西都市大字穂北・南方の各一部
えびの市	えびの市大字上江の一部
三股町	北諸県郡三股町大字樺山・蓼池の各一部
国富町	東諸県郡国富町大字八代北俣・八代南俣の各一部
西米良村	児湯郡西米良村大字板谷の一部
椎葉村	東臼杵郡椎葉村大字大河内の一部
美郷町	東臼杵郡美郷町南郷区水清谷の一部
高千穂町	西臼杵郡高千穂町大字向山の一部
五ヶ瀬町	西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所・鞍岡の各一部

2 調査期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成22年8月1日から平成24年3月27日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北浦町三川内の一部

4 認証年月日

平成25年4月9日

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 地籍調査を行った者の名称

延岡市

2 地籍調査を行った期間

平成23年5月1日から平成24年11月26日

3 地籍調査を行った地域

延岡市北方町地番区域午の一部

4 認証年月日

平成25年4月9日

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2443号により公告した基本測量(空中写真撮影・オルソ作成)が平成25年3月29日終了した旨、国土交通省国土地理院長から通知があった。

平成25年4月18日

宮崎県知事 河野俊嗣

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第7号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条に規定する、警備員又は警備員になろうとする者を対象とする検定を、次のとおり実施する。

平成25年4月18日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖章

1 検定の種別、級及び検定実施日時

種別	級	実施日時
交通誘導警備	2級	平成25年7月24日(水)午前9時30分から午後5時までの間

※ 当日の受付は、午前9時から午前9時30分までの間に済ませること。

2 実施場所

宮崎市清武町今泉丙2559番地1

宮崎県建設技術センター

3 定員

15人(受付先着順とする。)

4 受検資格

宮崎県内に住所を有する者又は宮崎県内の営業所に属している警備員

5 検定申請手続

(1) 受付期間

平成25年6月10日(月)から6月21日(金)まで(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 検定申請書等提出先

受検者の住所地又はその属する営業所の所在地を管轄する警察署(郵送による提出は認めない。)

(3) 提出書類

ア 検定申請書 1通

イ 住所地を疎明する書面(宮崎県内に住所を有する者に限る。)

ウ 当該営業所に属していることを疎明する書面(宮崎県外に住所を有し、宮崎県内の営業所に属する警備員に限る。)

エ 写真2枚(申請前6月以内に撮影した縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)

オ 代理人が提出する場合は、申請者の委任状

6 手数料

検定申請書を提出する際、14,000円相当額の宮崎県証紙により納付すること。

納付された手数料については、受検辞退その他いかなる場合にも返還しない。

7 検定の方法等

学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験を実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては実技試験を行わない。

また、実技試験においても、試験途中に合格点に達しないことが明らかとなった場合は、その者に対する試験を中断し、以降の

実技試験は行わない。

(1) 学科試験の内容

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 車両等の誘導に関すること。
- エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験の内容

- ア 車両等の誘導に関すること。
- イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

8 その他

- (1) 受検票は、当日検定会場で交付する。
- (2) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴及びびも付き警笛を持参すること。雨天時は雨合羽も持参すること。
- (3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (4) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

労働委員会告示

宮崎県労働委員会告示第1号

労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第4条及び労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定により、宮崎県労働委員会のあっせん員候補者の氏名、閥歴等を次のとおり公表する。

平成25年4月18日

宮崎県労働委員会会長 日野直彦

あっせん員候補者名簿

(五十音順)

(平成25年4月8日現在)

氏名	閥歴及び現職	委嘱日
江藤洋行	県労働委員会使用者委員 宮崎県経営者協会顧問	平23. 8. 22
大久保貴司	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議議長	平23. 8. 22
大森一仁	県労働委員会使用者委員 (株)宮崎信販代表取締役	平24. 2. 6
金丸憲史	県労働委員会公益委員 特定社会保険労務士	平23. 8. 22
川越道郎	県労働委員会事務局調整審査課長	平25. 4. 8
木下清隆	県労働委員会労働者委員 U Aゼンセン宮崎県支部顧問	平23. 8. 22
倉掛正志	県労働委員会使用者委員 宮崎県商工会議所連合会専務理事	平23. 8. 22
末藤孝憲	県労働委員会使用者委員 米良電機産業(株)顧問	平23. 8. 22

高橋隆也	県労働委員会労働者委員 全日通労働組合宮崎県支部執行委員長	平23. 8. 22
辰元圭子	県労働委員会使用者委員 (福)信愛会副理事長	平23. 8. 22
中原健次	県労働委員会公益委員 元宮崎県参事	平23. 8. 22
中別府岷治	県労働委員会労働者委員 宮崎県平和・人権・環境労働組合会議副議長	平23. 8. 22
日野直彦	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
宮田行雄	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
安井伸二	県労働委員会事務局長	平25. 4. 8
山崎真一朗	県労働委員会公益委員 弁護士	平23. 8. 22
山之内点	県商工観光労働部労働政策課長	平24. 4. 9
横山節夫	県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会宮崎県連合会会長	平23. 8. 22
米澤淳	県労働委員会事務局調整審査課課長補佐	平24. 4. 9

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、平成25年4月6日現在次のとおりである。

平成25年4月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後藤仁俊

選挙権を有する者の総数の50分の1の数 18,573人

選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあっては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 216,079人

宮崎県選挙管理委員会告示第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以

下の場合にあつては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつては、その80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成25年4月6日現在次のとおりである。

平成25年4月18日

宮崎県選挙管理委員会委員長 後 藤 仁 俊
日南市選挙区 16,006人

--	--